

(3) ダイオキシン対策

平成11年10月、環境庁は、特に毒性が強いとされるダイオキシン類及びコプラナー汚染PCBについて、当面の環境基準を水質については1pg-TEQ/l、大気については0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>、土壌については1,000pg-TEQ/gに決定した。一方厚生労働省は、水道水について、ダイオキシンを要検討項目に指定し、目標値を1pg-TEQ/lとしている。また、焼却施設などを対象とする排水基準を、10 pg-TEQ/lとし、新規施設は平成12年1月から、既設施設は1年の猶予を置いて適用した。

【表5-19 ダイオキシンの規制値】

環境基準	
大気0.6 ピコグラム (1立方メートル当たり)	<b>【排煙規制】</b> ・廃棄物焼却施設 …0.1～5 ナノグラム ・製鋼用電気炉 …0.5 ナノグラム ・鉄鋼焼結施設 …0.1 ナノグラム ・亜鉛回収施設 …1 ナノグラム ・アルミ合金製造施設 …1 ナノグラム (新設の場合、1立方メートル当たり)
水質1 ピコグラム (水道水基準も同じ) (1リットル当たり)	<b>【排水規制】</b> ・廃棄物焼却施設 ・パルプ製造施設 ・アルミ合金製造施設 ・塩ビ製造施設 ・PCB分解施設 ・上記事業所の水処理施設 ・下水道終末処理施設 ・廃棄物最終処分場 …10ピコグラム (新設の場合、1リットル当たり)
土壌1000 ピコグラム (調査指標250ピコグラム) (1グラム当たり)	<b>【最終処分場に埋める焼却灰】</b> …3 ナノグラム (1グラム当たり)